

令和5年第7回農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和5年7月10日(月) 午後1時30分から午後3時00分
- 2 場 所 菊池市役所 2階「204会議室」
- 3 出席委員 1番/笹本一人 2番/米村俊春 4番/加藤浩行 5番/川口五月
6番/丸山利明 7番/宮本洋子 8番/高山悦子 9番/西口陽二郎
10番/高木洋一 11番/東 博己 12番/吉良至誠 13番/徳永久美
14番/坂本忠弘 15番/松岡 忠 16番/中山真由美 17番/青木孝博
18番/森 政喜 19番/古庄正治
- 4 欠席委員 3番/井藤弘樹
- 5 事務局 (本 庁) 中原親弘、新堀誠、望月睦美、近藤孝雄
(七城分室) 近藤健志
(旭志分室) 岩本工
(泗水分室) 角田公秀
- 6 議 題 議案第1号 農地所有適格法人設立届出について
議案第2号 あっせん登録届出について
議案第3号 農地法第3条許可申請について
議案第4号 農地法第4条許可申請について
議案第5号 農地法第5条許可申請について
議案第6号 農用地利用集積計画(案)について
- 報 告 ①許可不要転用届出について
②土地改良届出について
②合意解約について

《 開 会 》

事務局長) 定刻となりましたので、始めさせていただきます。皆様、ご起立ください。「こんにちは。」ご着席ください。

本日は議席番号3番 井藤弘樹 委員から欠席の報告があります。

本日は、19名中18名の農業委員さんに出席を頂いております。「菊池市農業委員会会議規則第9条」に定めのある過半数を超えておりますので、本会議は成立しており

ます。それでは、ただ今より、「令和5年第7回菊池市農業委員会会議」を開会いたします。まず初めに、丸山会長よりご挨拶をお願いいたします。

《 会長挨拶 》

《議事録署名者指名》

会 長 それでは議事録署名人を指名いたします。菊池市農業委員会会議規則第18条に基づきまして、議席番号4番、加藤委員と議席番号5番、川口委員を指名させていただきます。よろしくをお願いいたします。

《議案審議》

会 長 それでは、議案第1号を上程します。事務局より議案の説明をお願いします。

議案第1号 農地所有適格法人設立届出について

事務局長 議案第1号農地所有適格法人設立届出について、ご説明させていただきます。議案書の1ページをお開き下さい。別紙のとおり「農地所有適格法人設立届出」がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は1件となっております。2ページをご覧ください。「設立届出書」です。法人の概要、農地法第2条第3項第1項第1号関係、3ページの第2号関係、4ページの第3号関係につきましては記載のとおりでございます。記載内容から「法人形態要件」、「事業要件」、「議決権要件」、「役員要件」の4つの設立要件をすべて満たしていることから、特に問題はないものと思われまます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

会 長 農地所有適格法人設立届出につきまして、事務局より説明が終わりましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

(意見 質問なし)

会 長 ご意見もないようですので、承認することでご異議のない委員さんは挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

会 長 ありがとうございます。全員挙手ですので、承認することに決定いたします。次に、議案第2号を上程します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

議案第2号 あっせん登録申出について

事務局長 議案第2号あっせん登録申出について、ご説明させていただきます。5ページ

をご覧ください。農地移動適正化あっせん事業に基づく「あっせん譲受等候補者名簿」に登録のため、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は個人1件、法人1件となっております。6ページをご覧ください。「登録申出書」です。申請者の住所、氏名、経営状況、家族・職業並びに収入等、農業収入の内訳、農機具及び家畜の保有状況、あっせん希望地状況につきましては、記載のとおりでございます。今回、農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借権設定のため、あっせん登録を申出されたものです。ここで担当の徳永委員より、ご意見をお願いいたします。

徳永久美委員 13番の徳永です。今説明があられたようにこの申請人の方は、ご近所の方と反別収量あまり変わらないところと交換されて作られるということで、後で、利用権設定のところに出てくると思います。何ら問題はないと思います。皆さんのご審議、よろしく申し上げます。

事務局長 続きまして、7ページをご覧ください。「登録申出書」です。申請者の住所、氏名、経営状況、家族・職業並びに収入等、農業収入の内訳、農機具及び家畜の保有状況、あっせん希望地状況につきましては、記載のとおりでございます。今回、農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転のため、あっせん登録を申出されたものです。ここで担当の宮本委員より、ご意見をお願いいたします。

宮本洋子委員 7番の宮本です。3番の井藤委員の代わりに説明いたします。申出者は認定農家で、永で牛の繁殖、肥育の一貫経営をやっておられます。議案第6号の農地集積計画での所有権移転がありますが、それに関連した登録申出です。登録に問題はないと思います。皆さまのご審議の程、よろしく申し上げます。

会 長 ただいま、「あっせん登録申出」につきまして、事務局と担当委員さんからの説明が終わりましたが、この件につきまして何かお尋ねやご意見がございましたらお受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長 意見もないようですので、承認することにご異議のない委員さんは挙手を願います。

(全 員 挙 手)

会 長 ありがとうございます。全員挙手ですので、承認することに決定いたします。

次に、議案第3号を上程します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

議案第3号 農地法第3条許可申請について

事務局長 議案第3号農地法第3条許可申請について、ご説明させていただきます。8ページをご覧ください。農地法第3条第1項の規定により、耕作を目的とする所有権の移転等に関しまして、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議の上、許可相当のものにつきましては「許可指令書」を交付するものでございます。今回の案件は、所有権移転4件、賃貸借権設定4件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会長 それでは所有権移転1番について、説明をお願いします。

事務局 今月の案件は農地法第3条第2項の不許可要件には該当いたしません。9ページをお開き下さい。所有権移転の1番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会長 1番につきまして、担当委員さんのご意見ををお願いします。

松岡忠委員 15番の松岡です。この件は現地のほうを推進委員さんと現地確認をして参りました。譲渡人、譲受人が親族間のことで、お互い話し合っ、近くに住んでおられる譲受人が話し合っ、買うということになりました。特に問題ないかと思ひます。審議、よろしくお願ひします。

会長 次に2番をお願いします。

事務局 2番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会長 2番につきまして、担当委員さんのご意見ををお願いします。

米村俊春委員 2番の米村です。これは規模拡大と双方合意の売買です。何ら問題ないと思ひますが、皆さまの審議方、よろしくお願ひします。

会長 次に3番をお願いします。

事務局 3番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会長 3番につきまして、担当委員さんご意見ををお願いします。

加藤浩行委員 4番の加藤です。7月5日に推進委員さんと現地を確認して参りました。親子間の贈与による所有権移転で、水稻、野菜を作られているということでした。なんら問題と思いますので、ご審議の程、よろしく申し上げます。

会 長 次に4番をお願いします。

事務局 4番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長 4番につきまして、担当委員さんご意見を申し上げます。

青木孝博委員 17番の青木です。7日に現地を確認に行って参りました。そこは、大津との境の所で、大津では有名なカライモ農家さんで、物産館等いろいろ農産物を入れておられ、経営状態はいいところです。これも親子間の贈与ということで、何ら問題はないと思います。ご審議、よろしく申し上げます。

会 長 次に賃貸借権設定の1番について説明をお願いします。

事務局 10ページをご覧ください。賃借権設定の1番になります。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長 1番につきまして、担当委員さんの意見を申し上げます。

高木洋一委員 10番の高木です。7日に推進委員と現地確認をしました。場所は旧豊間小学校から西へ直線で7、800mぐらい行ったところにあります。譲渡人の方が、農地の管理が出来ないということで地元に住する譲受人の方に依頼があったようでございます。小作で、借受け手はおられます。問題はないと思いますが、皆さん方のご審議をよろしく申し上げます。

会 長 次に2番をお願いします。

事務局 2番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長 2番につきまして、担当委員さんの意見を申し上げます。

西口陽二郎委員 9番の西口です。7月5日に現地確認を行って参りました。お互いの要

望による、賃貸借権の設定です。場所は区の公民館から 150m ほど離れたところにあります。借受人さんは今回の農地では、水稻を作られるとのこと。何ら問題ないと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。

会 長 次に 3 番をお願いします。

事務局 3 番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長 3 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いします。

西口陽二郎委員 9 番の西口です。7 月 5 日に現地調査をして参りました。お互いの要望による賃貸借権の設定です。場所は区の公民館から約 300m 離れたところにあります。今回、借受人さんは、この農地では水稻を作られるとのこと。何ら問題はないかと思いますが、皆さま方のご審議、よろしくをお願いします。

会 長 次に 4 番をお願いします。

事務局 4 番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長 4 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いします。

青木孝博委員 17 番の青木です。ここは、今、工場などが進出しているとてもいい場所にあります。受け人は合志の方ですが、土地にアスパラを作りたいということで、ぜひ貸していただきたいということです。何ら問題はないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

会 長 農地法第 3 条の許可申請につきまして、事務局と各担当委員さんからの説明が終わりましたが、この件につきまして何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長 意見もないようですので、許可することにご異議がない委員さんは挙手願います。

(全 員 挙 手)

会 長 ありがとうございます。全員挙手ですので、許可することに決定いたします。

会 長 次に、議案第4号を上程します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

議案第4号 農地法第4条許可申請について

事務局 議案第4号農地法第4条許可申請について、ご説明させていただきます。11ページをご覧ください。農地法第4条第1項の規定により、耕作を目的とする所有権の移転等に関しまして、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議の上、許可相当のものにつきましては、「許可指令書」を交付するものでございます。今回の案件は、1件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

会 長 それでは1番につきまして、説明をお願いいたします。

事務局 議案第4号農地法第4条許可申請について説明します。議案書の12ページをご覧ください。申請人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は、から北東へ約4km進んだところになります。農地区分は農振農用地になりますが、農業用施設用地に区分の変更をされており、転用は可能な場所です。位置図、現況写真についてはスクリーンをご覧ください。

会 長 1番につきまして、担当委員さんの意見ををお願いします。

川口五月委員 5番の川口です。6日に会長はじめ、事務局、推進委員さんと現地調査をしております。私がおの日いけませんので、翌7日に申請者の方に連絡して現地を確認して参りました。ここは以前、堆肥舎を申請されて、堆肥舎は利用されておられます。それに隣接するもので今回は経営規模拡大もですが、牛のストレスを減らしたいということで、今、密の状態でも頭数を減らし、ストレスを減らしたいというのが強い要望として話されておられました。給水はボーリングによる給水施設を新設されます。糞尿処理は隣接する堆肥舎で堆肥化処理です。生活雑排水は発生しません。雨水排水は自然浸透、雨水浸透柵を設置し地下浸透されます。申請者は、ここでも頑張っておられる若手の方です。何ら問題はないかと思いますが、皆さまのご審議をお願いします。

会 長 農地法第4条の許可申請につきまして、事務局、担当委員さんの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見がございましたらお受けします。

(質問・意見なし)

会 長 意見もないようですので、許可することにご異議のない委員さんは挙手願いま

す。

(全 員 挙 手)

会 長 ありがとうございます。全員挙手ですので、許可することに決定いたします。次に、議案第5号を上程します。事務局より議案の説明をお願いします。

議案第5号 農地法第5条許可申請について

事務局 議案第5号 農地法第5条許可申請について、ご説明させていただきます。13ページをお開き下さい。農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議の上、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、所有権移転5件、使用貸借権設定1件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長 それでは、所有権移転の1番について、説明をお願いいたします。

事務局 議案第5号の農地法第5条許可申請について説明します。14ページをお開き下さい。所有権移転の1番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は、菊池市役所から南西へ約4.3km進んだ場所になります。農地区分は、2種農地になり転用は可能な農地ですが、申請前に事業を着手しており、始末書が添付されております。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長 1番につきまして、担当委員さんの意見ををお願いいたします。

米村俊春委員 2番の米村です。これは、子どもさんも小さいということで、庭を広くし、ウッドデッキを作りたいということで、住宅の裏にウッドデッキを作って子どもの遊び場として使いたいということで、何ら問題はないと思いますが、皆さまのご審議方、よろしく願いします。

会 長 次に2番をお願いいたします。

事務局 所有権移転の2番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は、菊池市役所から南へ約4km進んだ場所になります。農地区分は、1種農地になりますが、例外規定の既存施設の2分の1を超えない拡張に該当し、転用は可能です。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長 2番につきまして、担当委員さんの意見ををお願いいたします。

米村俊春委員 2番の米村です。これは国道4車線化のために河川の北側になりますが、道路拡張のために取られたということで、敷地が狭くなり、従業員の駐車場もあまりないということと、この工場は、農作物を選別したり、洗浄したりする機械を制作している工場でございます。そこで、手狭になったために隣の河川のところを購入して資材置き場と駐車場にしたいということでございます。何ら問題はないかと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。

会 長 次に3番をお願いいたします。

事務局 所有権移転の番号3番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は泗水支所から北東へ2kmほど進んだ場所です。農地区分は2種農地になり転用は可能です。位置図及び現況写真についてはスクリーンをご覧ください。

会 長 3番について、担当委員さんの意見をお願いいたします。

宮本洋子委員 7番の宮本です。申請地は菊池農業高校から東南東の方向へ約2km行ったところですが。土地の選定理由は、本件の土地は泗水町吉富地区の工場区域の東側に位置し、住宅街も密集した、近年市街化が進む地域であります。菊陽町へのTSMCの進出により人口増加が見込まれる地域でもあります。このことに加え、本件の土地が休耕地で売りに出ているため、本件の土地を選定しました。転用面積は1,943㎡、共同住宅木造二階建て。給排水計画は、生活雑排水、汚水は公共下水道に接続、雨水は敷地内で処理するという事です。皆様のご審議の程、よろしくをお願いします。

会 長 次に4番をお願いいたします。

事務局 所有権移転の4番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は泗水支所から北東へ2kmほど進んだ場所です。農地区分は、2種農地になり転用は可能です。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長 4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

宮本洋子委員 7番の宮本です。土地の所在地は、菊池農業高校から南東へ約1kmいったところですが。土地の選定理由は、県北の拠点として菊池周辺で資材置き場を探していたところ、希望する広さが、地理的にも希望に適した場所であったため、本申請地を選定しました。計画概要は、転用面積870㎡、給排水計画は、資材置き場のためありません。

雨水、雑排水、生活雑排水、汚水もありません。雨水は自然浸透、なんの問題ないと思いますが、皆さんのご審議をよろしくお願いします。

会 長 次に5番をお願いいたします。

事務局 所有権移転の5番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は泗水支所から東へ約1.7km進んだ場所です。農地区分は2種農地になり転用は可能な場所です。位置図及び現況写真についてはスクリーンをご覧ください。

会 長 5番について、担当委員さんの意見をお願いいたします。

宮本洋子委員 7番の宮本です。土地の所在地は、菊池養生園から東の方向へ、約1km行ったところです。土地の選定理由は、令和6年末までの生産開始を目指す世界的半導体メーカー、TSMCの半導体工場菊陽町原水をはじめとした、熊本セミコンテクトパーク一体に近い位置を目的には車で30分内の通勤圏内にあることを見込んでいるため。計画の概要。事業面積826㎡、共同住宅木造二階建て。給排水計画は、菊池市の上下水道を利用する。生活雑排水は菊池市の公共下水道を利用する。雨水排水処理は自然浸透とする。なお、計画地内に雨水浸透柵を数ヶ所設置し、計画地内で処理することとしています。なんの問題ないと思われませんが、皆さま方のご審議をよろしくお願いします。

会 長 次に使用貸借権設定の1番についてお願いいたします。

事務局 使用貸借権設定の1番です。15ページをご覧ください。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は、市役所から南へ約1.2km進んだ場所です。農地区分は1種農地となりますが、一時転用の申請であり、転用は可能な場所です。位置図及び現況写真についてはスクリーンをご覧ください。

会 長 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

米村俊春委員 2番の米村です。これは一時転用で泥等を山積みにし、一年後ぐらいに、また畑に戻すとの条件付きの一時転用でございます。何ら問題はないかと思いますが、皆さまのご審議方、よろしくお願いします。

会 長 農地法第5条の許可申請につきまして、事務局と各担当委員さんの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等ありましたらお受けいたします。

高山悦子委員 8番の高山です。1番に始末書が添付されてますけれども、これについて、

説明をお願いします。

事務局 始末書の内容について説明をいたします。申請人につきましては、農地法の趣旨を理解しておらず、この度、農地法の5条の許可申請をしなければならないということが分かりましたということで、申請をされておられます。このことについて、深く反省をしておりますということで、今後はこのようなことがないように、気を付けますということで、大変申し訳ないということでの始末書が出されております。

高山悦子委員 8番の高山です。これは所有権移転の問題だと思いますけれども、これに隣接するところに息子さんが先に土地の移転を受けていて、家を建てて、その隣にまだ譲り受けてない土地があって、そこにウッドデッキを設置していたという事案ですか。全体がよく分からないので、始末書がなぜ出されたのかよく分からないのですが。

事務局 今回、ウッドデッキと庭等もですが、転用の申請をされる前に、すでに、写真を見てお分かりかと思いますが、盛土もされておられるということで、始末書を付けての申請となっております。

会 長 今のお尋ねは、譲渡人さんも親子関係ですよ、それで、今、宅地化になっているところは息子さんの名義なので、その残り、今回申請してあるところはまだ、お父さんの名義ですかということと、それについての始末書ですが、始末書はどちらの名義になっていても事前着工ということになった場合には、名義人が誰であろうと、始末書を付けなければなりませんから、そこを詳しく。

事務局 今現在、住宅が建っている場所につきましては、譲受人の名義になっております。今回の赤枠で囲んでおります、土地については、まだお父さんの名義になっているということで、今回所有権移転の許可の申請をされておられます。併せて、無断転用でしたので、始末書を添付されておられます。

高山悦子委員 分かりました。拡張というのは、譲り受ける前にされたということですね。了解しました。

会 長 よろしいですか。他にはございませんか。

(質問・意見なし)

会 長 意見もないようですので、許可相当とすることにご異議のない委員さんは挙手願います。

(全 員 挙 手)

会 長 ありがとうございます。全員挙手ですので、許可相当とすることに決定いたします。次に、議案第6号を上程します。事務局より議案の説明をお願いします。

議案第6号農用地利用集積計画（案）について

事務局 議案第6号農用地利用集積計画(案)について、ご説明させていただきます。16ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、別紙、農用地利用集積計画(案)につきまして、菊池市長から意見を求められましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。担当より、総括表(案)及び所有権移転・利用権設定の詳細につきまして説明しますので、ご審議の程、よろしくお願いたします。

会 長 それでは、全体の説明が終わりましたら、所有権移転の1番について説明をお願いいたします。

事務局 17ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表(案)です。今月の利用権設定は、賃借権設定13件、使用貸借権設定3件、中間管理事業による賃借権設定1件、所有権移転2件となっております。それでは所有権移転の各筆明細の説明に入ります。19ページをご覧ください。1番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格等につきましては議案書記載のとおりです。

会 長 1番につきましては、担当委員さんの意見をお願いします。

宮本洋子委員 7番の宮本です。3番の井藤委員の代わりに説明します。この件は、所有権を移転する者は、経営の縮小を考えており、申請地に隣接している牛舎の所有者である、所有権の移転を受ける者に相談したところ、このほど話がまとまったところです。所有権の移転を受ける者は、先ほど、あっせん譲受けなど、名簿の登録を申し出た方です。特に問題はないと思います。皆さまのご審議、よろしくお願いたします。

会 長 次に2番をお願いします。

事務局 2番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格等につきましては議案書記載のとおりです。

会 長 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いします。

森政喜委員 18番の森でございます。所有権を移転する人は、同じ泗水町の方で、飼料作物等を作付けされておりました。受ける人は、大型の酪農経営をされておりました、お互いの合意で何ら問題ないと思います。ご審議、よろしくお願いたします。

会 長 今回の計画は、ただいま説明がありました、所有権移転2件のほか、賃貸借権設定13件、使用貸借権設定3件、中間管理事業1件です。しばらく時間をとりますので、ご確認をしていただきたいと思います。

会 長 それでは、議案のご確認をしていただいたと思います。何かお尋ねやご意見等ございましたらお受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長 意見もないようですので、原案のとおり承認することにご異議のない委員さんは挙手願います。

(全 員 挙 手)

会 長 ありがとうございます。全員挙手ですので、承認することに決定します。次に報告案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

報告 ①許可不要転用届出について
②土地改良届出について
③合意解約について

事務局長 26ページをお開きください。報告案件は「許可不要転用届出について」、「土地改良届出について」、「合意解約について」の3件となっております。まず、「許可不要転用届出」でございます。27ページをご覧ください。国道及び県道の道路改良工事に伴うもので、詳細につきましては記載のとおりでございます。

次に、28ページをご覧ください。「土地改良届出」でございます。詳細につきましては、記載のとおりでございます。

次に、「合意解約」でございます。29ページをお開き下さい。農地法第18条の規定による合意解約通知が7件あっており、詳細につきましては、29ページから30ページの記載のとおりでございます。

以上、報告案件の説明とさせていただきます。

会 長 ただいま事務局より、報告案件につきまして説明がございましたが、この件につきまして、なにかご意見やお尋ね等がございましたらお受けいたします。

東博己委員 11番の東です。土地改良届が出ておりました、こちらは現地を見て参りました。こちらの内容のとおりですね、農地を平坦にして、改良するという事で、こちらになりますけれども、400万、代金ですね、堆肥代を含むと書いてありますけれども、ど

うも、持ち込まれている堆肥というのが、堆肥とは呼べないような、ちょっと悪臭を放つ汚泥のようなものが大量に持ち込まれておりまして、この土地自体もですね、畑になるだろうかというような石とか、一杯ありまして、近隣の住民の方から、苦情、悪臭についての苦情がでておりまして、今その様な状態であります。写真とかも撮っておりますけれども、これはちょっと、届出を受理されている形になっておりますけれども、ちょっと、検討する必要があるんじゃないかなと思っております。

会 長 ただいまの件につきまして、事務局の方でなにかありますか。

事務局 今現在、農政課のほうで畜産といいますか、匂いですね、地元の方から苦情が出ているということで、話は聞いております。具体的には、全容の把握はしていない状況ですので、状況の把握にまずは努めて、現地の方も確認をしたいというふうに思っております。

会 長 本日のこの届、報告案件のとりかたは、どういったふうにすればいいですか

事務局 ここに土地改良届が出されている内容自体は、芝を栽培する、これは農地にあたりますのでいいんですけれども、その傾斜がついているから平坦にするために土を入れるということで、ここに書かれていること自体は、この通りであれば問題ないと思います。それと、現実そこに入れているものが、先ほど汚泥などを入れている、それが果たして傾斜を平坦にするためのものなのかというのはちょっと、現地に行って確認して、ヒアリングなどして、それで対応するしかないのかなというふうに思います。

会 長 この土地改良届でも今のところでは、現地を見て判断するというのでしょうか

事務局 これは受理しておりますので。これに沿うような形でやられているのかということを確認していかなくてはいけないと思います。

会 長 それは来月の委員会での報告になりますか。

事務局 この案件につきましては、委員さんの指摘で、苦情等も出ているということで、ただ、届出ということで、これについては受理しておりますので、今後はこれを注視しながら、場合によっては指導する必要もあろうかと思っておりますので、また来月の委員会あたりで、事務局から報告したいと思っております。以上です。

東博己委員 11番の東です。現場に運ばれているのを見る限り、それが堆肥と呼べるのかということは、我々、農業をやっておりますけれども、とてもそういう風に、該当するものではないという風に思っています。それで、持ち込んでいます、大型ダンプカですね、どこから運んでいるのかとか、そういうのもしっかりとですね、持ってきている所、

そのようなものもしっかりと調査する必要があるかと思います。そうじゃなかったら、かなり近隣のところからの苦情というのが、私のところにも来ておりますので、悪臭を伴っているということで。堆肥だったらですね、私たちも見たら分かるんですけども、とても堆肥と思われるものではないと。その辺のところはしっかりと調査した上で、この土地改良届がどのような計画がなされているのか、というところまで踏み込んで調査する必要があるかと思います。しっかりと。私も同席したいと思いますのでよろしくお願ひします。

会 長 他にはございませんか。

(質問・意見なし)

会 長 では、いまの土地改良届につきましては、本日は、報告ということで進めさせていただき、次の委員会できちんした報告を求めますので、よろしくお願ひいたします。本日予定しました議案は全て終わりましたが、その他で何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

会 長 事務局、ございますか。

《事務連絡》

事務局 事務局の方から報告がございますので、担当から説明をよろしくお願ひします。

事務局 高木委員さんからありました雪野の件について、現在の状況を担当者から報告いたします。

事務局 雪野の太陽光発電につきまして、途中経過報告をさせていただきます。6月26日に雪野の前班長さんが来られまして、その後、地権者の方と今の班長さんが農業委員会に来られ、内容としましては、太陽光発電の申請については、取下げをするというところのお話になっておりまして、地権者の方に許可の取消願を、今現在、お渡ししている状況です。早ければ来月の農業委員会で報告ができるのではないかとお願ひしております。以上、経過報告です。

会 長 いまのは、報告という形でよろしいでしょうか。

高木洋一委員 はい。

会 長 それでは、あとの意見もないようですので、委員の皆さんご起立をお願いします。
これを持ちまして、第7回農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

菊池市農業委員会会議規則第18条第1項の規定により署名押印する。

菊池市農業委員会 会長

⑩

菊池市農業委員会 委員

⑩

菊池市農業委員会 委員

⑩